

令和3年度事業計画書

I 基本方針

我が国の総人口は、前年に比べ 29 万人減少している一方、65 歳以上の高齢者人口は 3,617 万人と 30 万人増加し、総人口に占める割合は 28.7%と過去最高となりました。(令和2年9月15日推計総務省統計局)

また、少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少している中、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現が強く求められています。内閣府の「高齢者経済生活に関する調査」によれば、収入を伴う就業希望年齢として、全体の約2割が「働けるうちにはいつまでも」と回答しており、また、約4割が70歳より高い年齢まで就業することを希望するなど、働く意欲が高まる中でシルバー人材センターの役割はますます重要になっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、国民生活はもとより、社会、経済の様々な面に大きな変化をもたらし、厚木市シルバー人材センター(以下「センター」という。)においても会員の就業に大きな影響を受けております。

こうした中で、4年目となる「第1次基本計画」の基本視点を踏まえ、引き続き「自主・自立、共働・共助」の基本理念の下、新型コロナウイルス感染症について、事業に及ぼす影響を注視しつつ会員及び役職員が一体となって、目標達成に向けて着実に取り組んでいきます。

1 計画の視点

- (1) 会員の増強
- (2) 受注の拡大
- (3) 組織体制の充実
- (4) 安全・適正就業の徹底
- (5) 財政基盤の確立
- (6) 連携・交流活動の推進

2 事業計画目標

- (1) 会員数 1,060 人
- (2) 契約金額 4億2,000万円

Ⅱ 令和3年度実施計画

健康で働く意欲のある高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保するとともに、生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、地域社会づくりに貢献するため、4年目となる「第1次基本計画」の適切な進行管理により令和3年度事業計画の目標達成に向けて、次の事業に取り組みます。

1 会員の増強

令和3年度は、高齢者雇用安定法の改正に伴い、継続雇用が70歳まで引き上げられたことから、シルバー人材センターへの加入年齢が更に押し上げられ、会員の拡大に対して厳しい状況になると想定される中で、高齢者の就業や生きがい支援を行える魅力あるセンターづくりを推進し、新会員の加入を目指すとともに、既存会員の退会の抑制を図り人材確保に努めます。

(1) 広報媒体を活用した事業展開

- ホームページ、会報「ねんりん」、広報「あつぎ」及びミニコミ誌等の有効活用
- 年賀状等を利用したダイレクトメールによるPR

(2) 普及啓発活動の推進

- リーフレット等の配付及びイベント等の活用

(3) 高齢社会に対応した入会促進

- ボランティア団体、地域包括支援センター及びハローワークとの連携
- 入会説明会開催回数及び場所の見直し

(4) 女性会員の入会促進

- 女子の会「さつき」の支援

(5) 人材不足職種の人材育成

- 神奈川県シルバー人材センター連合会で実施する「高齢者活躍人材確保育成事業」の活用

(6) 退会会員の抑制

- ワークシェアリングの推進及び会員の就業体制の見直し

2 受注の拡大

超高齢社会の進展を背景に、生活支援が必要な一般家庭からの家事援助などの仕事を積極的に請負うとともに、会員の知識や経験、スキルを活かした民間事業所や公共団体等からの継続的な仕事の新規受注を目指し、効果的な営業活動を展開していきます。

(1) 広報媒体を活用した事業展開

- ホームページ、会報「ねんりん」、広報「あつぎ」及びミニコミ誌等の有効活用

(2) 普及啓発活動の推進

- リーフレット等の配付及びイベント等の活用

(3) 会員、役員及び職員による営業活動

- 一般家庭の顧客増加活動
- 民間事業所等への受注活動

(4) 高齢社会に対応した受注活動

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 「空き家等対策」関連事業の推進

(5) 労働者派遣事業と職業紹介事業の推進

- 放課後児童クラブ補助員派遣の推進
- ハローワークとの連携

(6) 新規事業の推進

- 「縫製」事業の推進
- 会員の知識や経験、スキルを活かした受注拡大

3 組織体制の充実

公益社団法人として、公益目的事業を着実に実行するため、顧客満足度の向上を視野に、発注者からのニーズに迅速に対応できるよう会員の資質の向上を通して就業体制を整備し、効果的な事務事業を推進します。

また、委員会をはじめとする「地域班」や「職種班」など各組織間の連携強化により、会員満足度の向上に繋がっていきます。

(1) 公益目的事業の推進

- 組織統治の強化と法令遵守の徹底
- 就業の公平化の推進
- 社会奉仕活動の推進

(2) 会員参画による組織運営の推進

- センターの設立目的と基本理念の醸成
- 委員会等と事務局の連携強化

(3) 「地域班」活動の充実

- 地域班活動の役割の周知
- 繁忙期の就業体制の支援
- 女性会員組織の支援

(4) 「職種班」活動の充実

- リーダー及び班員の後継者育成

(5) 会員の資質向上のための施策の推進

- 就業マナーの醸成とスキルアップ

(6) 事務事業の合理化、省力化

- 職員による調査研究

(7) 各種調査の実施と活用

- 顧客満足度アンケート調査結果の活用

4 安全・適正就業の徹底

会員の傷害事故及び賠償事故並びに就業不履行等によるトラブルを未然に防止するため、安全・適正就業に係る適切な指導を行うとともに、会員の健康は安全就業に大きく影響することから、健康管理等も含めた安全・適正就業の徹底を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に対する予防対策を強化し、安心して働ける環境作りを推進します。

(1) 安全・適正就業の推進

- 安全・適正就業基準の徹底
- 会員による安全パトロールの強化
- 請負、委任及び派遣等の就業形態の明確化
- 「安全・適正就業強化月間」の関連事業の実施

(2) 安全スローガンと就業マニュアルの遵守

- 就業前、就業中及び就業後の安全確認の励行

(3) 安全指導のための施策の推進

- 就業中及び就業途上の事故の未然防止

(4) 会員の健康管理の推進

- 健康診断の情報提供と受診の啓発

(5) 新型コロナウイルス感染症予防

- 感染症拡大防止対策の推進

5 財政基盤の確立

公益社団法人は、「収支相償」により収支均衡を基本とした運営を行っています。

自主財源は会費と事務費であり、令和2年度にて指定管理者を含める自転車等駐車場管理業務が終了し、今後も収入の大幅な増加は見込めないことから、限られた財源を有効活用しながら、コスト意識に根差した「自主・自立」による安定した健全経営の確立を図ります。

- (1) 受注額増加の推進
 - 継続業務の維持と新規受注の拡大
 - 契約単価の見直し
- (2) 経常経費の削減
 - 需用費等の見直し
- (3) 補助金の確保
 - 国庫補助金の運営費交付基準の維持
 - 労働者派遣事業推進による国庫補助金の活用

6 連携・交流活動の推進

シルバー人材センターは、円滑な事業推進のために会員が自主的、主体的に参画する会員組織の団体であり、厚木市総合計画で提唱する「高齢者が生きがいを感じる社会の実現」に向けて、行政機関等との連携は不可欠です。

また、センターが地域社会で信頼されるためには、会員が様々な活動に“生き生き”と参画していることが基本となりますので、引き続き、魅力あるセンターとして存在意義を強力にアピールするとともに会員等による積極的な交流活動を推進します。

- (1) 行政・地域関係団体との連携
 - 厚木市、地域包括支援センター及び福祉関係団体等との情報交換、要望
- (2) 会員及び地域組織との交流
 - 自主サークル活動等の支援

7 その他

(1) ボランティア活動等の実施

- 「一日奉仕の日」

センターの事業運営が、長年、地域の恩恵により支えられていることに感謝するため、「一日奉仕の日」に除草・清掃作業を実施します。

実施日 令和3年10月16日（土）

場 所 厚木中央公園

○ 「事業普及啓発促進月間」関連事業の実施

センターの社会的意義をアピールし、認知度の向上のため、事業普及啓発促進月間である 10 月第 3 土曜日（令和 3 年度は一日奉仕の日と重なるため、期間を 10 月中とします。）の「シルバーの日」に、公共施設等の除草、清掃作業を実施します。

(2) 個人情報の保護

会員や発注者等に関する個人情報について、個人情報保護規程及び特定個人情報（マイナンバー）事務取扱要綱等に基づき、適正に取り扱います。

会員については、講習会等を通じて、個人情報の取り扱いについて周知徹底を図ります。

(3) ホームページにおける情報公開等の充実

センターが保有する決算等の情報について、適正に公開するとともに、会員、発注者及び市民の利便性の向上のため、ホームページの内容充実と情報の共有に努めます。

(4) 会報の発行

センターの最新情報の発信源である会報「ねんりん」を年 2 回発行し、情報の共有を図るとともに、市民に対しても会報を通じて普及啓発を図ります。

(5) 独自事業の実施

センターの普及啓発活動の一環として事業展開している「正月用しめ縄飾り製作販売事業」は見直しを図りつつ実施し、「刃物とぎ事業」は引き続き実施します。